

岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令

岩手県人事委員会事務局代決専決規程（昭和41年岩手県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(局長専決事項)</p> <p>第5条 局長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(16) [略]</p> <p>(17) 職員の任用に関する規則（昭和32年岩手県人事委員会規則第12号。以下「任用規則」という。）第14条第2号から第4号まで及び第10号の規定による職の承認をし、並びに同条第1号から第4号まで及び第10号に掲げる職（同条第1号に掲げる職であって、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年岩手県人事委員会規則第12号。以下「初任給等規則」という。）第3条第1項の規定に基づく級別職務区分表（平成18年岩手県人事委員会告示第3号）に掲げるもののうち、次に掲げる職務の級（以下「委員会付議級」という。）である職を除く。）に係る任用規則第7条第1項の規定による選考を実施すること。</p> <p>ア～ク [略]</p> <p>(18)～(45) [略]</p> <p>(46) 「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の運用等について」の通知（平成6年12月22日付け人委職第199号）第14第3項の規定により協議に応ずること。</p> <p>(47)～(58) [略]</p> <p>(59) [略]</p> <p>(60) [略]</p> <p>(61) [略]</p> <p>(62) [略]</p> <p>(63) [略]</p> <p>(総括課長専決事項)</p> <p>第6条 総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(50) [略]</p>	<p>(局長専決事項)</p> <p>第5条 局長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(16) [略]</p> <p>(17) 職員の任用に関する規則（昭和32年岩手県人事委員会規則第12号。以下「任用規則」という。）第14条第2号から第4号まで及び第11号の規定による職の承認をし、並びに同条第1号から第4号まで及び第11号に掲げる職（同条第1号に掲げる職であって、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年岩手県人事委員会規則第12号。以下「初任給等規則」という。）第3条第1項の規定に基づく級別職務区分表（平成18年岩手県人事委員会告示第3号）に掲げるもののうち、次に掲げる職務の級（以下「委員会付議級」という。）である職を除く。）に係る任用規則第7条第1項の規定による選考を実施すること。</p> <p>ア～ク [略]</p> <p>(18)～(45) [略]</p> <p>(46) 「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の運用等について」の通知（平成6年12月22日付け人委職第199号）第15第3項の規定により協議に応ずること。</p> <p>(47)～(58) [略]</p> <p><u>(59) 会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和元年岩手県人事委員会規則第9号。以下「会計年度任用職員規則」という。）第30条の規定により別段の取扱いについて承認すること。</u></p> <p>(60) [略]</p> <p>(61) [略]</p> <p>(62) [略]</p> <p>(63) [略]</p> <p>(64) [略]</p> <p>(総括課長専決事項)</p> <p>第6条 総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(50) [略]</p>

(51) 会計年度任用職員規則第2条第3項の規定により報酬
又は給料の額について承認すること。

(52) 会計年度任用職員規則第15条第3号の規定により任命
権者等が定める者について承認すること。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。